

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年10月11日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html">https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例(平成二十七年福井県条例第四十三号)別表第1の14の項 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	福井県国公立高校生等奨学給付金交付要領 別表1
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができること</u> とすることにより、 <u>高等学校等</u> における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する国公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の <u>国公立高校生等</u> (以下「高校生等」という。)の保護者等であって、福井県内に住所を有する者に対して、下記1～3の世帯区分に応じて、 <u>奨学のための給付金を給付する</u> 。
⑦独自利用事務の関連規範		福井県国公立高校生等奨学給付金交付要領